

①目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都8県の区域）において、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力により、道路啓開の実効性のある計画とすることを目的とする。

②計画の概要

1. 対象とする災害

- 首都直下地震のうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きい「**都心南部直下地震**」を対象
 （被災地エリア：被害が甚大な東京都区内・神奈川県北東部・埼玉県南部・千葉県北西部の一部地域とする）

2. 道路啓開の目標

3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- 発災後、**広域応援部隊**が進出する拠点までを24時間以内に、**救助・救急活動、消火活動、医療活動**に関する拠点までを48時間以内に、**物資供給、燃料供給渡等**に関する拠点までを72時間以内に啓開することを目標
- 深刻な**道路交通麻痺**を想定し、**空路や海路を活用したアクセスルート**を設定するほか、**水路を活用したアクセスルートの補完**について関係機関と調整
- 発災後は、被害状況等を踏まえ臨機に優先順位の調整を実施

拠点名	定義	拠点例
進出拠点	広域応援部隊が被災地に移動する際の目標となる拠点	高速道路SA・PA、高速道路IC周辺の防災基地・自衛隊駐屯地等(※)
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点	公園等(※)
災害拠点病院	災害派遣医療チーム(DMAT)活動拠点となる病院	災害拠点病院から基本的に選定
活動支援拠点	被災地内の支援活動の拠点	広域物資輸送拠点、燃料の供給拠点、海上輸送拠点(※) 被災地内の市区役所から基本的に選定

※「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の各防災拠点から基本的に選定

種別	ルートの役割・機能	設定方法	道路啓開目標 (基本となる目標)
広域支援ルート	全国からの応援部隊が進出拠点へ広域移動するルート	緊急輸送道路(高速自動車国道等)から基本的に設定	発災から概ね24時間以内を目標
被災地進出ルート	進出拠点から被災地内ルート等へアクセスするためのルート。都心を基点に各放射方向のルートと接続し、さらに環状道路(環状方向ルート)を介して隣接するルートと連携させることで、被災地内ルートまでの確実なアクセスを確保	緊急輸送道路(優先設定されている首都高速道路と直轄国道等)から基本的に設定する。 なお、放射方向ルート(八方向)は、進出拠点から都心(都心環状線・外堀通り等)までのルートを設定。	発災から概ね48時間以内を目標
被災地内ルート	救助活動拠点へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から救助活動拠点までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	発災から概ね72時間以内を目標
災害拠点病院ルート	災害拠点病院へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から災害拠点病院までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	
活動支援ルート	活動支援拠点へアクセスするためのルート	被災地進出ルート(高速の最寄りIC)から活動支援拠点までのルート ^を 緊急輸送道路から設定することを基本	

4. 道路啓開の方法

- 現地の状況に応じ、一刻も早く緊急車両が通行できるように**最低1車線を確保**
- 八方向作戦：被災地進出ルート(放射方向ルート)については、優先設定されている首都高速道路と直轄国道を基本に、被災が小さく道路啓開が可能な区間を**あみだ状に設定**
- 道路管理者のほか、**自衛隊、消防、警察、ライフライン事業者、建設業協会等**が**いつ・何を実施するかを明確にした具体的な行動計画(タイムライン)**を作成し共有
- あらかじめ道路啓開を実施する建設会社等の担当範囲を設定

5. 資機材の備蓄・調達

- 被災想定として、**橋梁段差、路上のガレキ、電柱の倒壊、斜面崩壊、路上車両**を対象とし**被災量を算出**
- 上記に対し、必要な資機材量を算出し、資機材等の備蓄量と比較。不足する場合は広域支援等の対応を整理
- 道路啓開に必要な資機材の備蓄量と保管場所について、地図に明示し関係機関で共有
 →中央防災会議首都直下地震対策検討WGにおいて見直しされた被害想定(令和7年12月19日公表)に基づき、道路施設の被災想定や必要な資機材量を算定
- 上記のほか、燃料の調達体制についてもあらかじめ整理

6. 実践的な訓練

- 路上車両の移動や倒壊した電柱の除却などの**実動訓練**と関係機関との被害情報の共有等の**机上訓練**のメニューを組み合わせ、**年1回以上、ブロック単位で訓練計画を策定し、実践的な訓練を実施する**
- 訓練は道路管理者のほか、関係者が参加することで道路啓開の実効性向上を図る

7. 情報収集・伝達

- 道路管理者と関係機関における**情報収集・伝達に関する体制・系統図**を作成
- ライフラインや公共交通に関する被害情報については、別途連絡調整会議等を開催し、情報の収集や共有を行い、道路啓開路線の調整を実施

8. その他

- 道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対策の充実を図る
- 啓開ルート沿線の「道の駅」の位置を地図上に整理するとともに、**防災機能の現状等を整理し、「道の駅」の防災機能の向上について検討**
- 道路啓開ルートにおける、橋梁の段差、斜面の崩壊等の防災上の課題や対策状況について整理し、迂回ルートの設定などに活用
- 豪雨や火山災害(富士山の噴火)等の自然災害との複合災害が発生した際に想定されるリスクやシナリオ・課題について整理し、あらかじめ関係者間で認識を共有